

## 会議録

- 1 会議名 第12回南砺市都市計画審議会
- 2 議題 (1) 城端都市計画区域、井波都市計画区域、福野都市計画区域、福光都市計画区域の変更について  
(2) 都市計画区域変更に伴う既存の都市計画の変更について  
(3) 南砺都市計画整備、開発及び保全の方針の変更について
- 3 開催日時 平成25年2月12日(火) 午後1時27分～3時13分
- 4 開催場所 南砺市役所福光庁舎402会議室
- 5 会議出席者 [委員：出席11名／全12名]  
(1号委員：学識経験者)  
川合友之、北田正雄、古瀬正嗣、西村亮彦 ※欠席 長谷川邦子  
(2号委員：南砺市議会議員)  
古軸裕一、才川昌一、長井久美子、片岸博、水口秀治  
(3号委員：関係行政機関職員)  
酒井尚裕砺波土木センター所長、中島貞治南砺警察署長(代理多田交通課長)  
[市：出席7名]  
市長 田中幹夫(諮問後退席)  
建設部 (部長) 上坂吉明(次長) 宮本博之  
都市計画課 (課長) 上坂孝(課長補佐・主幹) 城寶秀伸  
(主幹) 川原忠史(主任) 荒井清志
- 6 傍聴者 1名
- 7 会議記録  
(1) 開会 上坂課長が開会を告げる。長谷川委員が他の会合と重なり欠席との旨を報告。  
(2) 市長挨拶 田中市長挨拶。  
(3) 委員紹介 本日の審議会は、平成24年度当初から新しい任期に入り、初めての審議会のため委員の紹介を行う。任期は平成28年3月末までの4年間。  
(4) 会長選任 会長については、南砺市都市計画審議会条例第4条第1項に基づき学識経験者の中から互選によって定める、また条例第4条第3項の規定により、職務代理者は、会長があらかじめ指名するところ。  
学識経験者の4名の方で別室にて協議。協議の結果、全員一致で引き続き北田委員を互選、職務代理者については、西村委員を指名。よって、

会長に北田正雄委員、職務代理者に西村亮彦委員を選任した。

(5) 諒問

本日議題の3件について、市長から会長へ諒問書を渡す。

(6) 会長挨拶

北田会長挨拶。

(7) 付議事項

[1] 南砺都市計画区域の変更について（城端都市計画区域、井波都市計画区域、福野都市計画区域、福光都市計画区域の変更（案）について）

会長：議案第1号「南砺都市計画区域の変更について」を審議いただきたい。本案件は、合併して以来8年が経過しているが、現在の都市計画区域は、合併前の4地域のままとなっていることから、今回、南砺都市計画区域として一つに統合し、併せて、井口地域の平野部及び城端地域の盛新地区周辺についても区域に編入し、南砺市平野部を一体として総合的に整備、開発及び保全を図るというものです。事務局から説明を求める。

事務局：——議案第1号について配布資料、パワーポイントで説明——

会長：旧4町の都市計画区域を統合、拡大し南砺市平野部を一体として再編するというもの。都市計画区域に設定されると、安全安心なまちづくりが進められると思う。ご意見、ご質問があればお願いしたい。

なお、本案件は、県決定の案件である。県の都市計画審議会が3月1日に予定されており、案の決定にあたり、市の意見が求められている。異議が無いようなら、異議なしとして県に報告したい。「南砺都市計画区域の変更について」原案のとおり承認してよいか。

各委員：——異議なし——

会長：特に意見が無いので、議案第1号について原案のとおり承認する。

[2] 都市計画区域変更に伴う既存の都市計画の変更（案）について

会長：次に、議案第2号「南砺都市計画区域の変更に伴う既存都市計画の変更について」を議題とする。事務局から説明を求める。

事務局：——議案第2号について配布資料、パワーポイントで説明——

会長：「南砺都市計画区域の変更に伴う既存都市計画の変更について」質疑を求める。

A委員：都市計画道路は区域が1つになるため、名称を変更し解り易くなったと思うが、都市計画公園の街区公園（種別が児童から街区に変更になった）の名称、「〇〇児童公園」を変更しないのは、この名称で親しまれているからか。

事務局：ご指摘のとおり井波児童公園等は、今までこの名称で親しまれているため、名称は変更しません。

B委員：河川公園はいつから都市計画決定されているのか。

事務局：都市計画決定された河川公園は、福光の小矢部川公園のみで、昭和49年に計画決定されている。

B委員：右岸、左岸、両方ともですか。

事務局：そうです。

B 委員：福野の河川公園は。

事務局：旅川の川の中の公園ですね。これは、都市計画決定されていない公園で、都市公園の位置付けになる。親水公園として別事業で整備されたと思われる。この様な公園はいくつも有り、井波では木彫りの里付近の大門川河川公園がある。

B 委員：(都市計画公園と都市公園とは) どう違うのか。

事務局：計画決定すると言う事は、建築制限をかける事になる。

A 委員：長く公園をやっているので、説明します。都市計画公園と都市公園、都市計画法と都市公園法に位置付けされています。よく似ていて解り難いですが。都市計画公園は、造る前から位置を示して制約をかけていくもの。都市公園は整備された公園を都市公園法に基づき管理するために指定した公園の事で、都市計画公園が整備されて都市公園になる場合もある。都市公園に指定すると簡単に元に戻す事は出来なくなる。先程の河川公園は、親水公園として河川の事業で整備されたが、皆さんに使っていたくために都市公園に指定し、都市公園法に基づいて管理していく。性格や成り立ちが少し違う。

会 長：その他ご意見、ご質問はありませんか。

無いようですので、「南砺都市計画区域の変更に伴う既存都市計画の変更について」原案のとおり承認してよいか。

各委員：——異議なし——

会 長：異議が無いようなので、議案第2号についても原案のとおり承認する。

[3] 南砺都市計画区域マスタープランの変更について（南砺都市計画整備、開発及び保全の方針の変更（案）について）

会 長：引き続いて議案第3号「南砺都市計画区域マスタープランの変更について」を議題とする。事務局から説明を求める。

事務局：——議案第3号について配布資料、パワーポイントで説明——

会 長：いかに地方に魅力のある街づくりが出来るかを含めてマスタープランが作られていると思う。マスタープランには県と市町村の2つがあるとの説明だった。整合性が必要になってくる、都市計画区域の変更に伴ってマスタープランの見直しが必要になるため、変更案が作成されたと理解してもらえばと思う。解り難い点、ご意見があれば、お願ひしたい。

C 委員：議案第3号の資料P15「区域区分の決定の有無」で、「区域区分を定めない」というのは基本的にこれで良いと思うが、ここに書いてある文章が、前段のP11「現況と課題」での文書と相反するというか、かけ離れているのではないか。例えば、P11「郊外部において住宅や工場、商業施設等が立地してきており、逆に用途地域内の市街地では空き家・空き地の増加」や「郊外部

の宅地化による散居村の景観の悪化なども懸念」と現況として謳つてあるが、P15「これまで、用途地域内においては、土地区画整理事業等により良好な市街地の形成に取り組まれてきたところであり、白地地域においても、地域にふさわしい建築形態規制の適用などにより、その保全に取り組まれている」とあり、乖離しているというか、良い方向に書かれている。これは意見であり、どうこうと言う訳では無いが。基本的には人口の減少、開発行為が見込めない時代なので、区域区分を定めないままで良い。裏を返すと、用途地域内の基盤整備をもっとやって行って欲しい。寺家新屋敷は平成7年に終わっているし、是安は平成11年に終わって10年以上経っている。現在、これからも整備を進めて行って欲しいが、動きが見えない。良い方向で進めていただければ。

会長：事務局としてこれに対する意見は。

事務局：民間の宅地開発は、用途地域内では未利用地があるが地価の関係でなかなか進み難い。市街地から離れた所で行われているが、人口対策としてはいたしかたないのかなと。富山高岡広域では調整区域を設けて、開発を抑えているが、南砺市で調整区域となると、転出が増える恐れがある。

会長：貴重な意見をありがとうございました。

P11は現況と課題で、P15は区域区分を定める将来の方針と理解していただければ、「良好な市街地の形成に取り組まれてきた」という表現も適切ではないかと思う。広い意味で捉えてもらえればと。一部の文章の修正は事務局に任せて、基本的にはこの内容で了解してもらえばと思うが、どうか。

C委員：区域区分を定めない事には了解している。前段との表現の違いが気になったもので。

会長：他に意見を求める。

D委員：議案第2号の用途地域ですが、「福野地域は建築基準法等の一部改正により、容積率・建ぺい率の選択肢が拡充されたが、市街地形態及びその変遷を勘案しても適正な土地利用が図られており、数値を見直す必要はないことから、これまでの数値を用いる。」とあるが、現状と変わらないと言う事で良いか。

事務局：用途区分の変更はありません。福野地域の用途地域最終変更が平成8年で、平成14年の建築基準法等の一部改正に対応していなかったので、今回対応するものです。容積率・建ぺい率の選択肢が拡充されたが、特に支障もなく見直す必要が無いので、現状のままとすると言う事です。全地域を通して住居系は建ぺい率60%、容積率200%ですが、井波の瑞泉寺の周辺は風致地区的な保全を図る事もあり厳しい建ぺい率、容積率になっている。

会長：実施にあたってはいろいろな問題が出るのかもしれないが、今

日の説明では、大まかなガイドラインを示されたと理解していただければありがたいです。その他ご意見があれば、お願ひしたい。無いようであれば、「南砺都市計画区域マスタープランの変更について」原案のとおり承認してよいか。

各委員：——異議なし——

会長：一部、意見があったので対応出来ればしていただきたいと思う。

議案第3号についても原案のとおり承認する。

県の審議会は3月1日と聞きました。本日諮問いただいた3件については原案のとおり承認すると答申しますので、市当局においては、速やかに都市計画変更の手続きを進められるようお願いする。

他に無いようなら審議会をこの辺で閉じさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お忙しいところお集まりいただき、慎重に審議いただきありがとうございました。

事務局：今程会長さんからありましたとおり、答申いただきました件について速やかに、都市計画決定に向け手続きを進めてまいります。本日はお忙しい中、ありがとうございました。